

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
規制の名称	資本取引規制の対象の拡充等
規制の区分	新設、改正（拡充、緩和）、廃止
担当部局	財務省国際局調査課
評価実施時期	令和4年10月
規制の目的、内容及び必要性	本年4月の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の改正により、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保を図った。今般の外為法改正は本年6月に成立した安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年3月4日提出、令和4年6月3日成立。以下「改正資金決済法」という。）において新設される、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずるもの。規制を実施しない場合には、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されるおそれがある。
直接的な費用の把握	<p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>③「<u>遵守費用</u>」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）</p> <p>（遵守費用） 本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等に移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すこととしている。電子決済手段等取引業者は改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であるものの、既に同等の規制を銀行等や資金移動業者（以下、「金融機関等」という）に対して課しているものであることを踏まえれば、電子決済手段等取引業者にとって遵守費用は一定程度見通しの立つものとなっている一方で、現時点で電子決済手段の取引実態を事前に予測することは困難であるため、遵守費用の定量化や金銭価値化は困難である。</p> <p>（行政費用） ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 本案では、制裁対象者から第三者へ電子決済手段等に移転する取引等を規制対象として追加するとともに、電子決済手段等取引業者に対し、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課すことにより、当局において発生する行政費用としては、外為法に基づく資本取引規制の対象となる電子決済手段等取引に対する許可業務や電子決済手段等取引業者に課される義務の遵守状況のモニタリングに要する費用がある。本行政費用は、電子決済手段等取引業者が改正資金決済法の施行に伴い創設される業種であり、取引件数及び個々の取引の内容によって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。</p>
直接的な効果（便益）の把握	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図ることができる。</p> <p>⑥可能であれば<u>便益（金銭価値化）</u>を把握 本案により期待される効果である、制裁の実効性の確保等については、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 本案は、規制緩和措置には該当しない。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「<u>副次的な影響及び波及的な影響</u>」を把握することが必要 本案による副次的な影響及び波及的な影響は、現在のところ想定できないが、改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行状況等をモニタリングし検証する。</p>
費用と効果（便益）の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証 本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることにより、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図ることができ、この効果は、費用を大きく上回ると考えられる。今回の法改正は、外為法の取引の自由の原則に則っており、今回の規制により制限されるものは制裁に関するものに限られている。顧客に制裁対象者がいないかの確認は、制裁対象者へ支払いを行うことがないよう、現状でも既に金融機関等に求められている内容と同等のものであり、また、制裁対象者からの電子決済手段の移転の依頼に際しての確認は、「顧客に制裁対象者がいないかの確認」を実施していれば対応可能な内容であることを踏まえれば、電子決済手段取引全体に与える影響は僅少と考えられる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 本年6月に成立した改正資金決済法において新設される、電子決済手段及び電子決済手段等取引業者に対して、暗号資産および暗号資産交換業者と同様の法的手当を講ずることで、制裁の実効性の確保、国際金融システムの安定的維持及び国際的信頼の確保を図るもの。</p> <p>（代替案：電子決済手段等取引業者による自主規制）</p>

	<p>[費用・効果] 自主規制では法律上の義務を課すことができず、罰則により規制を担保することもできないため、電子決済手段が制裁の抜け穴として悪用されないよう制裁の実効性の確保等を図るためには、本案によることが適当である。</p> <p>[本案と代替案の比較] 対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持のための必要最小限の管理又は調整を行うとの外為法の目的に照らし、本案を採用することが適当と判断した。</p>
その他の関連事項	<p>①評価の活用状況等の明記 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会を開催し、有識者からの意見を聴取した。</p>
事後評価の実施時期等	<p>②事後評価の実施時期の明記 改正外為法全体の施行後5年を経過した時点において、その施行の状況を検証し、必要があると認めるときは、本規定について検討を加える予定である。</p> <p>③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 改正外為法全体の施行後の電子決済手段等取引業者における資産凍結等の実施状況をモニタリングすることにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。</p>
備考	